

# 第2期 庄原市みらい 子どもプラン

令和2年度～令和6年度

みんなで応援 すくすく庄原っ子



令和2年3月  
庄原市



# 目次

<b>1 基本的事項</b> .....	1
(1)計画策定の背景.....	1
(2)計画策定の根拠.....	4
(3)関連計画との関係.....	5
(4)計画の期間.....	5
(5)計画の対象.....	5
(6)策定体制.....	6
<b>2 本市の現状</b> .....	7
(1)人口・世帯等の動向.....	7
(2)支援施設及び支援事業の状況.....	15
(3)アンケート調査.....	21
(4)関係団体等調査.....	28
<b>3 第1期計画の検証</b> .....	30
(1)第1期計画の体系図.....	30
(2)施策別自己評価.....	31
<b>4 課題の整理</b> .....	41
(1)幼児教育・保育の充実.....	41
(2)子どもの居場所づくり.....	41
(3)妊娠期からの子育て支援.....	42
(4)子育てを支える環境整備と地域における支援.....	42
<b>5 施策体系</b> .....	43
(1)将来像.....	43
(2)基本施策.....	44
(3)施策体系図.....	45
<b>6 施策の展開</b> .....	46
<b>【基本施策1】子育て家庭への支援</b> .....	46
(1)子育て世代の包括的な支援.....	46
(2)子育てと仕事の両立支援.....	49
<b>【基本施策2】子どもの成長支援</b> .....	51
(1)健やかな成長支援.....	51
(2)教育環境の整備.....	53
(3)要支援世帯への対応.....	54
<b>【基本施策3】地域で支える子育て支援</b> .....	56
(1)安全・安心な地域づくり.....	56
(2)喜びを共有できる環境づくり.....	57

<b>7 子ども・子育て支援事業の推進</b> .....	58
(1)認定区分と対象事業.....	58
(2)提供区域の設定.....	59
(3)量の見込みと確保方策.....	60
(4)放課後児童の見守り支援.....	73
<b>8 計画の推進体制</b> .....	75
(1)関係機関等との連携.....	75
(2)家庭や地域等に求められる役割.....	75
(3)計画の達成状況の点検・評価.....	76
<b>資料編</b> .....	77
資料1 庄原市子ども子育て支援事業計画策定推進委員会 委員名簿.....	77

# 1 基本的事項

---

## (1) 計画策定の背景

わが国の合計特殊出生率は、平成27年の1.45以降も低い水準で推移しています。

急速な少子化の進行に伴い、労働力の減少や地域活力の低下に加え、子ども同士の交流が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるなどの影響も懸念されています。

そうした中、国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地域における子育ての支援、乳児・幼児の健康増進などに関する行動計画の策定を定めました。

続いて平成24年には、子ども・子育て関連3法が成立し、幼児教育と保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度(以下「新制度」という。)が平成27年度から施行されました。

さらに平成28年6月に児童福祉法が改正され、子どもは、保護の対象から権利の主体へとその理念も大きく変化しています。

本市においては、新制度のスタートに伴い、「庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」を設置し、有識者や保護者、子育て支援者等の意見を踏まえ、平成27年度から計画期間とする「庄原市子ども・子育て支援事業計画～みらい子どもプラン～(以下「第1期計画」という。)」を策定し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

第1期計画の計画期間が令和元年度末をもって終了するため、このたび「第2期庄原市みらい子どもプラン(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

### \* 子ども・子育て関連3法

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## ■近年の国及び本市の動向

### 【国の主な動向】

#### ● 子育て安心プラン

待機児童の解消を目的として平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することが示されました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成30年3月30日告示・4月1日施行)の改正が行われました。

#### ● 企業主導型保育事業

平成25年4月に策定された「待機児童の解消加速化プラン」では、50万人の待機児童の受け皿の整備が求められている中、その内5万人分を企業主導型保育事業によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は、従来の事業所内保育事業と異なり、従業員以外の利用枠の設定が最大5割まで認められています。

#### ● 新・放課後子ども総合プラン

平成30年9月に策定され、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」の解消とともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業をすべての小学校区で一体的にまたは連携して実施することを目的としています。

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇を踏まえ、令和5年度までに約30万人分の受け皿の整備と育成支援内容の質の向上を図ること、新たに両事業を整備等するときは、学校施設を徹底的に活用することとし、特に新規開設の放課後児童クラブは約80%を小学校内で実施することを示しています。

#### ● 幼児教育・保育の無償化

「働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)」、「経済財政運営と改革の基本方針について2017(骨太の方針2017。平成29年6月9日閣議決定)」において、「財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされ、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」で具体的な内容が示されました。

令和元年10月から、3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として、幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化が実施されています。

#### ● 社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年の児童福祉法等の改正において、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から当該世帯の自立支援までの一連の対応強化、児童福祉法の理念の明確化、子育て世代包括支援センター(母子保健法の名称：母子健康包括支援センター)の設置、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等が定められました。

## 【本市の主な動向】

### ● 出産祝金・入学祝金の支給

本市の独自施策として、子の誕生や小・中学校への入学を祝福するとともに、次代を担う子の健やかな育成を支援する趣旨で、祝金を支給しています。

### ● 医療費助成の対象年齢の拡大

平成26年8月から、子どもの医療費助成の対象を中学生までに拡大しています。

### ● 放課後児童クラブの対象年齢の拡大

平成27年度から、放課後児童クラブの利用対象を小学6年生までに拡大しています。

### ● 保育料の独自軽減

本市の独自施策として、平成26年度から同時入所や世帯所得にかかわらず第3子の保育料を無料とし、平成28年度からは第2子の保育料を半額としています。

### ● 庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画の策定

庄原市教育委員会は、「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画(平成30年1月策定)」を策定し、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、よりよい教育環境を提供することとしています。

### ● 庄原赤十字病院での産科再開

関係者の支援、関係機関との連携により、平成17年度から休止されていた庄原赤十字病院での産科が平成30年5月に再開され、妊婦及び家族の負担軽減と「あんしん」が実感できる環境の充実が図られました。

### ● 庄原市こども未来広場の完成

庄原市街地に「庄原こどもクリニック(小児科診療所)」「わらべ保育室(病児病後児保育施設)」(いずれも平成30年7月)、及び移転新築の「庄原ひだまり広場(庄原子育て支援施設)」(令和元年7月)を整備し、民間事業所を含めた「庄原市こども未来広場」が完成しました。

### ● 副食費の無償化

国の制度では、無償の対象外とされた3歳以上児の副食費について、本市の独自施策として、無償としています。

### ● 子育て世代包括支援センターの設置

国・県の方針に沿い、母子保健事業と子育て支援事業を一体的に実施し、総合的相談支援の充実を図るため、令和2年4月に庄原市子育て世代包括支援センター(愛称:ほのぼのネット)を設置します。

## (2) 計画策定の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」の一体的な計画として策定します。

### ■法的根拠

#### 子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

#### 次世代育成支援対策推進法(抜粋)

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

### ■本計画において定めるべき事項

#### ○子ども・子育て支援事業計画の必須事項(法第61条第2項)

- ①圏域の設定
- ②事業の需要量の見込みに関する事
- ③事業の提供体制の確保、内容及びその実施時期に関する事
- ④子ども・子育て支援の推進方策に関する事

#### ○子ども・子育て支援事業計画の任意事項(法第61条第3項)

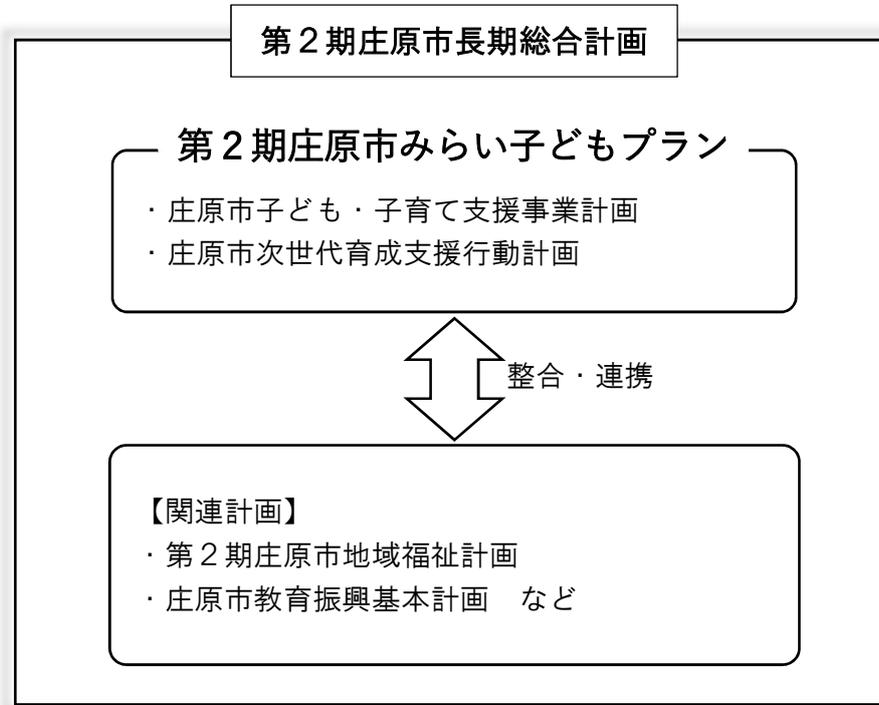
- ①産後の休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策に関する事
- ②県が行う事業との連携方策に関する事
- ③職業生活と家庭生活との両立に関する事

#### ○次世代育成支援行動計画の必須事項(法第8条第2項)

- ①事業実施により達成しようとする目標に関する事
- ②事業の内容及びその実施時期に関する事

### (3) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、庄原市長期総合計画やその他の関連計画との整合を図り、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に運用します。



### (4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度末までの5か年とします。

### (5) 計画の対象

出生から概ね18歳までの児童、及び当該児童の保護者(妊娠期を含む。)、家庭とします。

なお、施策・事業の内容に応じ、地域や関係団体、事業者等を対象に加えるとともに、対象年齢も柔軟に対応します。

## (6) 策定体制

本計画は、庁内検討組織のほか、「庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」を設置し、当該委員会の意見を踏まえて策定します。

